

公衆浴場における混浴制限年齢の引下げ
パブリックコメントに寄せられた意見について

○募集期間：令和5年11月16日から令和5年12月15日まで

○意見を寄せられた人数及び件数：4人、4件

No	御意見（受付順、原文のとおり）	県の考え
1	<p>「公衆浴場」の対象は日帰り入浴施設のみだと思いますが、特例として「混浴浴室」を設けている温泉旅館の外来入浴利用者に対しても、年齢制限を適用してほしいと思います。</p> <p>温泉旅館の混浴浴室の外来利用者は、ある程度固定しており、その利用目的を浴室内での公然わいせつを含む、県の迷惑防止条例に触れる恐れのある行為が少なくありません。</p> <p>個々の施設での対応もそれぞれで、公序良俗を保つために対応している施設は、インターネット上で営業妨害となるような投稿をされるなど、苦慮している現状があります。</p> <p>条例改正に合わせて、上記の様な実態を把握した上で見直しを検討していただくことを希望します。</p>	<p>外来入浴が可能な温泉旅館の浴室については公衆浴場法（及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例等）が適用され、混浴はできません。</p> <p>ご意見のような事例がありましたら、施設の所在地を管轄する保健所にご連絡をお願いします。</p>
2	<p>温泉ご利用の方や宿泊者の方からも、度々ご意見や質問などがあります。</p> <p>当館としましても、引き下げることに対しては、問題はないと思います。</p> <p>その際は、周知の方法や掲示物などご指示頂けましたら幸いです。</p>	<p>改正内容の周知は非常に重要であると考えています。あらためて事業者の皆様にも周知へのご協力をお願いさせていただく予定です。</p>
3	<p>異性の子どもを持つひとり親の家庭は、今後、子ども一人で公衆浴場に入浴させることになる。</p> <p>本件は国で議論されてきたことと承知しているが、8歳ぐらいなら一人で入れるかもしれないが、6歳や7歳は微妙な年齢ではないかという声があった。子どもの成長や社会情勢を考えると、様々な問題が指摘されていることは事実であり理解しているが、国は成長差の大きいこの年代であることを考慮して「おおむね7歳以上」と記載している。</p> <p>あまりきちっと線引きをするより、成長差を踏まえたゆるやかな設定にして欲しい。</p>	<p>今回の条例改正は、子どもと周囲の大人双方が望まない混浴を防ぐことを目的としています。</p> <p>基準があいまいになれば、公衆浴場の事業者をはじめ、保護者や周囲の利用者にも混乱が生じかねないことから、明確な規定としたいと考えていますので、御理解ください。</p> <p>なお、県では、混浴を希望される場合に参考となるよう、県内の貸切風呂の情報をとりまとめて周知してまいります。</p>

4	<p>小学生低学年の娘を 2 人育てるシングルファーザーですが、旅行の際に娘達が温泉に入れなくなることを懸念しています。</p> <p>温泉の大浴場の場合、特に体重の軽い小児は洗い場の床が滑りやすいことから、娘達だけで入浴させることは難しく、本条例が施行されると、せっかく楽しみにしている温泉も楽しめなくなります。</p> <p>明確に 7 歳といった制限とせず、「概ね 7 歳」等、弾力的な条例としていただきたいです。</p> <p>長野県は温泉やスキー等で親子で訪れますが、旅行の楽しみが半減してしまうことのないようご検討いただきたいです。</p>	同上
---	--	----